

電報サービス契約約款（平成11年西企営第2号）

実施 平成11年7月1日

目次

第1章 総則	3
第1条 約款の適用	3
第2条 約款の変更	3
第3条 用語の定義	3
第2章 電報サービスの提供区域	4
第4条 電報サービスの提供区域	4
第3章 電報の種類	4
第5条 電報の種類	4
第4章 通常電報	4
第6条 通常電報の種類	4
第7条 発信方法等	4
第8条 発信時間	5
第9条 発信の取消し	5
第10条 配達先	5
第11条 配達方法	5
第12条 夜間に発信した電報の配達	6
第13条 配達不能	6
第14条 その他の取扱い	6
第5章 緊急定文電報	6
第15条 発信時間	6
第16条 夜間に発信した電報の配達	6
第17条 その他の取扱い	6
第6章 その他の電報	6
第18条 無線電報の種類	6
第19条 船舶託送発受設備の申込み	6
第20条 船舶からの発信方法	6
第21条 発信時間	7
第22条 定文の使用	7
第23条 年賀を内容とする電報	7
第24条 夜間に発信した電報の配達	7
第25条 その他の取扱い	7
第7章 伝送及び配達の種類	7
第26条 伝送及び配達の種類	7
第27条 非常扱いの電報及び緊急扱いの電報の内容等	7
第28条 緊急定文電報の伝送及び配達の種類	9
第8章 利用の制限及び停止	9
第29条 利用の制限	9
第30条 利用の停止	9
第9章 特別取扱	9
第31条 特別取扱	9
第10章 料金等	9
第32条 料金の設定等	9

第33条	料金の支払義務	10
第34条	料金の支払方法等	10
第35条	割増金	10
第36条	延滞利息	10
第37条	債権の譲渡等	11
第11章	損害賠償	11
第38条	責任の制限	11
第12章	雑則	12
第38条の2	発信人の氏名の通知等	12
第39条	協定事業者による電報サービスに関する料金の回収 代行	12
第40条	閲覧	13
第13章	附帯サービス	13
第41条	附帯サービスの種類	13
別記		
1	電報サービスの提供区域	14
2	通常電報のあて名	14
3	無線電報のあて名	14
4	附帯サービスの種類	15
5	附帯サービスの料金の支払義務	16
6	附帯サービスに関するその他の取扱い	16
7	電報に使用することができる文字等	16
8	漢字電報に限り使用することができる文字等	17
9	緊急定文電報及び和文無線電報に使用することができる定 文	17
10	年賀を内容とする和文無線電報の文例の略号	19
11	新聞社等の基準	20
12	医療のための無線電報を発信し、又は配達を受ける病院	20
13	和文無線電報の通信文に使用し、配達時に漢字に変換する ことができる文例	21
料金表		
	通則	29
第1	電報サービスの料金	29
第2	発信取消料	35
第3	附帯サービスの料金	35
	電報料金額別表 選択制による料金の割引	36
	附則	38

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）附則第5条第1項において、なお効力を有するとされる旧法第31条の4及び電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成10年5月8日法律第58号）附則第6条第5項において、なお効力を有するとされる旧電気通信事業法第31条の規定に基づき、この電報サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより電報サービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

（注）本条のほか、当社は、電報サービスに附帯するサービス（以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3 電報サービス	発信人から依頼された通信を電気通信設備を使用して伝送し、配達（電気通信設備による送達を含みます。以下同じとします。）するサービス
4 電報	電報サービスにおいて取り扱われる通信
4の2 契約約款等	契約約款又は電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約
5 電報サービス取扱所	(1) 電報サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により電報サービスに関する契約事務を行う者の事業所
6 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
7 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
8 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 電報サービスの提供区域

(電報サービスの提供区域)

- 第4条 当社は、別記1に定める提供区域において、電報の受付(東日本電信電話株式会社が配達を行う電報の受付を含みます。以下同じとします。)及び配達(東日本電信電話株式会社が受け付けた電報の配達を含みます。以下同じとします。)を行います。
- 2 前項に規定するほか、当社の電報サービスの提供区域に関する取扱いについては、別記1に定めるところによります。

第3章 電報の種類

(電報の種類)

第5条 電報には、次の種類があります。

通常電報	別記7又は別記8に掲げる文字等を使用する電報(緊急定文電報及びその他の電報となるものを除きます。)
緊急定文電報	別記7に掲げる文字等を使用する電報であって、通信文に別記9に規定する定文(以下「定文」といいます。)を使用するもの
その他の電報	無線電報 別記7に掲げる文字等を使用する電報であって、次のいずれかに該当するもの (1) 船舶電報サービス取扱所(船舶の無線局である電報サービス取扱所をいいます。以下同じとします。)において送信又は受信される電報 (2) 船舶託送発受設備(当社が電報サービスの業務の一部を委託している電気通信事業者(以下「受託事業者」といいます。)の提供する船舶電話サービスに係る設備又は船舶の無線局(受託事業者の提供する船舶電話サービスに係る設備であるものを除きます。以下同じとします。)であって、当社が指定した電報サービス取扱所との間において、無線により電報を発信し、若しくは電報の配達を受けることができるものをいいます。以下同じとします。)において発信し、又は配達を受ける電報

第4章 通常電報

(通常電報の種類)

第6条 通常電報には、料金表第1(電報サービスの料金)に規定する種類があります。
(発信方法等)

第7条 通常電報は、次のいずれかの方法により発信していただきます。

- (1) 次の電気通信設備による当社が指定する電報サービス取扱所への発信
- ア 加入電話の設備又は第1種総合デジタル通信サービス若しくは第2種総合デジタル通信サービスの設備(当社が別に定める方法により発信するときは、あらかじめ当社が指定する電報サービス取扱所に届け出たものに限り、)
 - イ 公衆電話又はデジタル公衆電話の設備(当社が別に定める方法による場合に限り、)
 - ウ 当社が別に定める電気通信事業者の提供する電気通信サービスのうち携帯・自動車電話サービス等当社が指定する電気通信サービスの設備(その電気通信設備により発信する電報の数が当社が別に定める数以上である場合には、当社が別に定める方法による場合があります。)
 - エ その他当社が指定する電気通信サービスの設備
- (2) 電報サービス取扱所の窓口での発信
- (注1) 発信人は、その住所、氏名、電話番号等を発信の際電報サービス取扱所に告げ

るか、又は電報発信紙に記載していただきます。

ただし、受取人に知らせようとする発信人の住所、氏名等は、通信文に含めて発信していただきます。

(注2) 本条第1号のアに規定する当社が別に定める方法により発信するときとは、ファクシミリを利用して発信する場合とします。

(注3) 本条第1号のイに規定する当社が別に定める方法による場合とは、その電報サービスの料金を当社が指定するクレジットカードにより支払う場合とします。

(注4) 本条第1号のウに規定する当社が別に定める数は、発信する電報の数の合計が1の暦月当たり6通以上の場合とします。

(注5) 本条第1号のウに規定する当社が別に定める方法による場合とは、その電報サービスの料金を当社が指定するクレジットカードにより支払う場合とします。

(注6) 本条第1号のエに規定する当社が指定する電気通信サービスの設備は、有線放送電話接続電話の設備、音声利用IP通信網サービス(その電気通信サービスが光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される音声利用IP通信網サービスに係るものである場合を含みます。)に係る設備、特定地域向け音声利用IP通信網サービスに係る設備又はインターネットに係る設備とします。

ただし、インターネットに係る設備については、次のいずれかに該当する場合に限り発信することができます。

- (1) あらかじめ当社が指定する電報サービス取扱所に届け出た場合
- (2) その電報サービスの料金を当社が指定するクレジットカードにより支払う場合
- (3) 当社が別に定める電気通信サービス(協定事業者のサービスを含みます。)を利用して発信する場合

(発信時間)

第8条 通常電報は、午前8時から午後10時までの間に発信していただきます。

ただし、第26条(伝送及び配達の順序)に定める非常扱いの電報及び緊急扱いの電報並びに当社が指定する電報サービス取扱所に設置される終日受付が可能な電気通信設備へ発信する電報については、この限りではありません。

(発信の取消し)

第9条 当社は、発信人から申出があったときは、その通常電報の発信を取り消します。

ただし、申出日とその通常電報の配達日となるときは、発信を取り消すことができない場合があります。

(配達先)

第10条 通常電報は、あて所(あて名に記載された場所をいいます。以下同じとします。)に配達します。

(配達方法)

第11条 通常電報は、次のいずれかの方法により配達します。

- (1) 次の電気通信設備による配達
 - ア 加入電話の設備
 - イ 着信用電話の設備
 - ウ 総合デジタル通信サービスの設備(デジタル公衆電話の設備を除きます。)
 - エ その他当社が指定する電気通信サービスの設備
- (2) 電報配達員による配達

(注1) 本条第1号の規定により配達した後に受取人がその電報の電報配達紙の送付を請求した場合は、郵便によりその電報配達紙を送付します。

(注2) 電報配達員は、通常電報の配達を受けたことを証明するための受取人の押印又は署名を求めることがあります。

(注3) 電報配達員は、配達の際、受取人が不在であっても、それが一時的であると認められるときは、その電報を配達することができます。

(注4) 本条第1号のエに規定する当社が指定する電気通信サービスの設備は、有線放

送電話接続電話の設備又は当社が別に定める電気通信事業者の電気通信サービスに係る設備とします。

(夜間に発信した電報の配達)

第12条 午後7時から翌日午前8時までの間に発信した通常電報は、翌日午前8時以降に配達します。

ただし、第26条(伝送及び配達の種類)に定める非常扱いの電報及び緊急扱いの電報については、この限りではありません。

(配達不能)

第13条 当社は、次のいずれかの場合は、通常電報を配達しません。この場合、その旨を発信人に通知します。

- (1) 天災、事変その他の非常事態が発生し、通常電報を配達することが困難なとき。
- (2) 気象、水象、地象その他の状況から、電報配達員の身体に危害の及ぶおそれがあるときその他通常電報を配達することが困難であるとき。
- (3) あて所が不明なとき又は通常電報を配達することが困難な場所であるとき。
- (4) 受取人があて所に居住していないとき。
- (5) 受取人が通常電報の受取りを拒んだとき。
- (6) その他当社の責めによらない理由により、通常電報を配達することが困難であるとき。

(その他の取扱い)

第14条 通常電報に関するその他の取扱いは、別記2に定めるところによります。

第5章 緊急定文電報

(発信時間)

第15条 緊急定文電報は、終日発信することができます。

(夜間に発信した電報の配達)

第16条 午後7時から翌日午前8時までの間に発信した緊急定文電報は、翌日午前8時以降に配達します。

ただし、当社が別に定める特別取扱とした電報については、この限りではありません。

(注) 本条ただし書きに規定する当社が別に定める特別取扱とした電報は、料金表第1(電報サービスの料金)に規定する夜間配達とした電報(受取人が、夜間配達とした電報について、料金表第1に定める翌朝配達を請求しているときを除きます。)とします。

(その他の取扱い)

第17条 緊急定文電報に関して、この章に規定していない事項の取扱いについては、第4章(通常電報)に規定する取扱いに準ずるものとします。

第6章 その他の電報

(無線電報の種類)

第18条 無線電報には、料金表第1(電報サービスの料金)に規定する種類があります。

(船舶託送発受設備の申込み)

第19条 船舶の無線局の免許人が、その無線局について、船舶託送発受設備としての取扱いを受けようとするときは、あらかじめ当社が指定する電報サービス取扱所に申し込んでいただきます。

(船舶からの発信方法)

第20条 船舶から発信する無線電報は、次のいずれかの方法により発信していただきます。

- (1) 船舶託送発受設備による当社が指定する電報サービス取扱所への発信
- (2) 船舶電報サービス取扱所の窓口での発信

(発信時間)

第21条 無線電報は、終日発信することができます。

(定文の使用)

第22条 無線電報(当社が別に定めるものに限ります。)の通信文には、別記9に定める定文を使用することができます。

(注)本条に規定する当社が別に定めるものは、料金表第1(電報サービスの料金)に規定する和文無線電報とします。

(年賀を内容とする電報)

第23条 年賀を内容とする無線電報(当社が別に定めるものに限ります。)の通信文には、別記10に定める文例の略号を使用することができます。

(注)本条に規定する当社が別に定めるものは、料金表第1(電報サービスの料金)に規定する和文無線電報とします。

(夜間に発信した電報の配達)

第24条 午後7時から翌日午前8時までの間に発信した無線電報のうち、船舶にあてたものについては、その間においても配達します。

ただし、船舶以外にあてたものについては、第16条(夜間に発信した電報の配達)に規定する取扱いに準ずるものとします。

(その他の取扱い)

第25条 無線電報に関するその他の取扱いについては、別記3に定めるものを除き、通常電報の場合に準ずるものとします。

第7章 伝送及び配達の種類

(伝送及び配達の種類)

第26条 電報の伝送及び配達の種類は、その受付又は受信の先後によります。

2 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報(以下「非常扱いの電報」といいます。)は、前項の規定にかかわらず、他の電報に先立って伝送及び配達をします。

3 前項に定めるものを除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報(以下「緊急扱いの電報」といいます。)は、第1項の規定にかかわらず、他の電報(非常扱いの電報を除きます。)に先立って伝送及び配達をします。

(非常扱いの電報及び緊急扱いの電報の内容等)

第27条 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱います。

電 報 の 内 容	機 関 等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設(道路、港湾等を含みます。)の災害の予防又は復旧その	輸送の確保に直接関係がある機関相互間

他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

2 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱います。

電 報 の 内 容	機 関 等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間(前項の表中8欄に掲げるものを除きます。) (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別記11の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
6 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別記12の病院相互間
7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間

(4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。）相互間

(注) 本条に規定する非常扱いの電報又は緊急扱いの電報を発信するときは、発信人はその旨を電報サービス取扱所に申し出ていただきます。

(緊急定文電報の伝送及び配達の手順)

第28条 当社は、第26条（伝送及び配達の手順）の規定によるほか、電報がふくそうし、緊急定文電報（当社が別に定める電報を含みます。以下この条において同じとします。）の伝送及び配達に支障があるときは、緊急定文電報を他の電報（非常扱いの電報及び緊急扱いの電報を除きます。）に先立って伝送及び配達をすることがあります。

(注) 本条に規定する当社が別に定める電報は、定文を使用する無線電報とします。

第8章 利用の制限及び停止

(利用の制限)

第29条 当社は、電報が著しくふくそうするときは、非常扱いの電報及び緊急扱いの電報を優先的に取り扱うため、そのふくそうの程度に応じて次の措置をとることがあります。

- (1) 遅れることを承知のうえ発信する非常扱いの電報のほかは、受け付けない措置
- (2) 非常扱いの電報のほかは、受け付けない措置
- (3) 非常扱いの電報及び遅れることを承知のうえ発信する緊急扱いの電報のほかは、受け付けない措置
- (4) 非常扱いの電報及び緊急扱いの電報のほかは、受け付けない措置

2 当社は、前項の規定による場合のほか、第13条（配達不能）第1号及び第2号の規定により配達不能の措置をとったとき（東日本電信電話株式会社とその契約約款及び料金表に定めるところにより配達不能の措置をとった場合を含みます。）は、その地域あての電報を受け付けない措置をとることがあります。

3 当社は、前2項の措置をとった場合においても、遅れることを承知のうえ発信する電報を受け付けることがあります。

(利用の停止)

第30条 当社は、次の場合には、その電気通信設備による電報の発信を受け付けないことがあります。

- (1) 発信人が電気通信設備により発信した電報に関する料金等（料金、割増金及び延滞利息をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 第37条（債権の譲渡等）の規定により、その電報に係る債権を譲り受けることとなる電気通信事業者の承諾が得られないとき。

第9章 特別取扱

(特別取扱)

第31条 当社は、発信人の請求により、料金表第1（電報サービスの料金）に規定する電報の特別取扱を提供します。

第10章 料金等

(料金の設定等)

第32条 当社が受け付けた電報サービスの料金は、当社と協定事業者の提供区間を合わせて当社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。

2 東日本電信電話株式会社が受け付けた電報サービスの料金は、当社と協定事業者の提供区間を合わせて東日本電信電話株式会社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、東日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に定めるところによります。

(料金の支払義務)

第33条 発信人は、当社が電報の発信(第5項に規定する場合を除きます。)又は特別取扱(東日本電信電話株式会社が提供するものを含みます。以下同じとします。)の請求を承諾したときは、料金表第1(電報サービスの料金)に規定する料金の支払いを要します。

2 次に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、料金の支払いを要しません。

区 別		支払いを要しない料金
1 当社又は協定事業者の責めに帰すべき理由により、次の時間(特別取扱とした電報について料金表第1に別段の定めがあるときは、その定める時間とします。)を超えて電報(遅れることを承知のうえ発信されたものを除きます。以下この欄において同じとします。)が配達されたとき。		その電報に関する料金(特別取扱とした電報のときは、その特別取扱に関する料金を含みます。)
区 別	時 間	
午前	発信の日	
午後	発信の日の翌日の午前	
2 発信人又は受取人の責めによらない理由により、電報が配達されなかったとき。		
3 発信人又は受取人の責めによらない理由により、電報の通信文に誤りを生じた結果、通信文全体の意味が変わり、又は不明となったとき。		

3 前項に規定するほか、特別取扱に関する料金について、料金表第1に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

5 発信人は、電報の発信後、その電報の発信を取り消したときは、料金表第2(発信取消料)に規定する発信取消料の支払いを要します。

(料金の支払方法等)

第34条 料金の支払方法等は、料金表通則に定めるところによります。

(割増金)

第35条 発信人は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第36条 発信人は、料金又は割増金について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限り

ではありません。

(注1) 第37条第4項に規定する当社が別に定める場合に該当する場合については、本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

(注2) 当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

(債権の譲渡等)

第37条 発信人(当社が別に定める電気通信事業者の提供する電気通信サービスの設備から発信した者に限ります。)は、電報に係る債権(当社が別に定める方法により発信された電報に係るものを除きます。)を当社がその電気通信事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合、当社及びその電気通信事業者は、発信人への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 前項の規定により譲渡する債権額は、料金表の規定に基づいて算定した額とし、その他の取扱いについては、その電気通信事業者の契約約款等に定めるところによります。

3 第32条(料金の設定等)第2項の規定により、電報サービスの料金を定める東日本電信電話株式会社が、その契約約款及び料金表に定めるところに従ってその電報に係る債権を他の電気通信事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

4 発信人(第7条第1号のア又はエに規定する方法により発信した者に限ります。)は、当社が、電報に係る債権を、当社が別に定める事業者(以下「請求事業者」といいます。)に対し、当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、発信人への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める方法により発信された電報は、その電報サービスの料金を当社が指定するクレジットカードにより支払うこととして発信された電報とします。

(注2) 本条第4項に規定する当社が別に定める場合は、当社が、発信人が発信に利用した第7条第1号のア又はエに規定する電気通信サービス(その電気通信サービスが光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される音声利用IP通信網サービスに係るものである場合を除きます。)に係る契約約款の規定に基づき、その電気通信サービスの料金その他の債務に係る債権を同約款に定める請求事業者に譲渡しない場合とします。

(注3) 本条第4項の規定にかかわらず、発信人が発信に利用した電気通信サービスが光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される音声利用IP通信網サービスに係るものであって、当社が別に定める場合は、電報に係る債権を請求事業者に譲渡しない場合があります。

第11章 損害賠償

(責任の制限)

第38条 当社は、当社が受け付けた電報について、当社又は協定事業者の責めに帰すべき理由により、電報の配達が遅延したとき、電報が配達されなかったとき又は電報の通信文に誤りを生じたときは、次の場合に限り、発信人の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

(1) 次の時間(特別取扱とした電報について料金表第1(電報サービスの料金)に別段の定めがあるときは、その定める時間とします。)までに電報が配達されなかったとき(遅れることを承知のうえ発信された電報が、次の時間を超えて配達されたときを除きます。)

区 別	時 間
午前に発信した電報	発信の日
午後には発信した電報	発信の日の翌日の午前

(2) 電報の通信文に誤りを生じた結果、通信文全体の意味が変わり、又は不明となったとき。

2 前項に定める場合を除くほか、当社は、当社が受け付けた特別取扱とした電報について、当社又は協定事業者の責めに帰すべき理由により、当社が別に定める事態が生じたときは、発信人の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

3 前2項の場合において、当社は、次の料金額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 第1項の場合においては、その電報に関する料金（特別取扱とした電報のときは、その特別取扱に関する料金を含みます。）

(2) 第2項の場合においては、その特別取扱に関する料金

4 第1項又は第2項に該当する事態が、当社の故意又は重大な過失により生じたときは、前項の規定は適用しません。

5 東日本電信電話株式会社が受け付けた電報に係る損害賠償の取扱いについては、東日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に定めるところによります。

ただし、東日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に定める損害賠償を行う事態が、当社の故意又は重大な過失により生じたときは、当社がその発信人の損害を賠償します。

(注) 本条第2項に規定する当社が別に定める事態が生じたときとは、次のとおりとします。

(1) 料金表第1に規定する夜間配達とした電報（遅れることを承知のうえ発信されたものを除きます。）について、その電報が午前8時までに配達されなかったとき。

(2) 前号に定める場合のほか、料金表第1に規定する慶弔扱、受取人連記又は特別印字とした電報についてその特別取扱がされなかったとき。

第12章 雑則

(発信人の氏名の通知等)

第38条の2 発信人は、当社が第37条（債権の譲渡等）の規定に基づき他の電気通信事業者又は請求事業者へ債権を譲渡する場合において、当社がその発信人に係る電気通信番号、発信日時等を、その電気通信事業者又はその請求事業者へ通知する場合があることについて、同意していただきます。

2 発信人は、当社が発信人の住所、氏名、電話番号等電報サービスの提供のために必要な情報を、東日本電信電話株式会社に通知する場合があることについて、同意していただきます。

3 発信人（受取人を含みます。以下この項において同じとします。）は、当社が配達先等その発信人に関する情報を、当社の委託により電報サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

4 発信人は、当社が第37条第4項の規定に基づき請求事業者へ債権譲渡する場合において、請求事業者がその電報に係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意していただきます。

(協定事業者による電報サービスに関する料金の回収代行)

第39条 当社は、発信人から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりその発信人に請求することとした料金について、当社の代理人として、協

定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした発信人が、当社が請求する料金の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その発信人の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金について、その発信人が協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者を支払わないときは、前項に規定する取扱いは廃止します。

（閲覧）

第40条 この約款において、**当社が別に定めることとしている事項**については、当社は閲覧に供します。

第13章 附帯サービス

（附帯サービスの種類）

第41条 電報サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記4から6に定めるところによります。

別記

1 電報サービスの提供区域

- (1) 電報サービスの提供区域は、次に掲げる都道府県の区域（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。）とします。

都 道 府 県 の 区 域
富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

- (2) 当社は、前項に定める都道府県の区域内の電報サービス取扱所とその電報サービス取扱所が所在する都道府県の区域の相互接続点との間において、電報の伝送を行います。
- (3) 当社は、船舶電報サービス取扱所が開設されている船舶がいずれの海域に在圏する場合であっても、(1)に定める都道府県の区域にあるものとみなして電報サービスの受付、配達及び伝送を行います。

2 通常電報のあて名

通常電報のあて名は、次のとおりとしていただきます。

区 別	あ て 名
1 その電報を次の電気通信設備により配達することを希望するとき。 (1) 加入電話の設備 (2) 着信用電話の設備 (3) 総合デジタル通信サービスの設備（デジタル公衆電話の設備を除きます。） (4) その他当社が指定する電気通信サービスの設備	(1) その設備の電話番号その他当社が指定する事項 (2) 受取人名
2 1以外のとき。	(1) 受取人の住所、居所等その電報を配達すべき場所 (2) 受取人名

3 無線電報のあて名

船舶にあてる無線電報のあて名は、次のとおりとしていただきます。

区 別	あ て 名
1 その電報が、船舶託送発受設備（受託事業者の提供する船舶電話サービスに係る設備であるものに限り、）にあてたものであるとき。	(1) その設備の電話番号 (2) 船舶の所属会社名 (3) 船舶名 (4) 受取人名
2 その電報が、船舶託送発受設備（受託事業者の提供する船舶電話サービスに係る設備であるものを除きます。）又は船舶電報サービス取扱所にあてたものであるとき。	(1) 船舶の所属会社名 (2) 船舶名 (3) 受取人名

4 附帯サービスの種類

(1) 電報サービスに関する附帯サービスには、次の種類があります。

種	類	取扱いの条件等
1	配達通知 当社が受け付けた電報について、発信人の請求により、電報の配達日時を発信人に通知するサービス	その電報を発信する際又はその電報の発信後2か月以内に請求があった場合に限り取り扱います。 ただし、その電報の発信後においては、配達日時が判明しない場合があることを、あらかじめ承知のうえ請求する場合に限り取り扱います。
2	発信証明 当社が受け付けた電報について、発信人の請求により、電報を発信したことを証明するサービス	その電報を発信する際又はその電報の発信後2か月以内に請求があった場合に限り取り扱います。
3	発信人名等問合せ 当社が配達した電報について、受取人の請求により、発信人の住所、氏名、又は電話番号を通知するサービス	その電報の配達後2か月以内に請求があった場合に限り取り扱います。 ただし、住所、氏名、又は電話番号を受取人に通知することについて、発信人の了解が得られなかったとき又は発信人と連絡をとることが困難なときは、取り扱いません。
4	支払証明書の発行 発信人等の請求により、支払証明書を発行するサービス	(1) その電報の発信等に係る料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなった料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。)が既に当社に支払われた旨の証明書(以下「支払証明書」といいます。)を、当社がその電報に係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、当社が指定する電報サービス取扱所において発行します。 (2) 発信人は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

(2) 附帯サービスは、次の電報サービス取扱所に請求していただきます。

区 別	電 報 サ ー ビ ス 取 扱 所
1 配達通知又は発信証明	その電報の発信を取り扱った電報サービス取扱所
2 発信人名等問合せ	その電報の配達を取り扱った電報サービス取扱所

(3) 当社は、(2)の請求があったときは、附帯サービスを請求する者が、その請求に関する電報の正当な発信人又は受取人であることを確認するために必要な証明を求めることがあります。

5 附帯サービスの料金の支払義務

別記4に規定する附帯サービスの請求をした者は、料金表第3（附帯サービスの料金）に規定する料金の支払いを要します。

6 附帯サービスに関するその他の取扱い

附帯サービスに関するその他の取扱いについては、電報サービスの場合に準ずるものとします。

7 電報に使用することができる文字等

区 別		電報に使用することができる文字等
文字	ひらがな	あいうえお かきくけこ さしすせそ たちつてと なにぬねの はひふへほ まみむめも や ゆ よ らりるれろ わゐ ゑをん
	小文字	あいうえお つやゆよ
	カタカナ	アイウエオ カキクケコ サシスセソ タチツテト ナニヌネノ ハヒフヘホ マミムメモ ヤ ユ ヨ ラリルレロ ワヰ エヲン
	小文字	アイウエオ ツヤユヨ
	アルファベット	A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z
数字		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
記号	記号番号	
	1	ー（長音）
	2	、（区切点）
	3	」（段落）
	4	（（右向きかっこ）
	5	）（左向きかっこ）
	6	・（終点）
	7	，（小読点）
	8	：（重点又は除法の記号）
	9	？（疑問符）
	10	（略符又は分の記号）
	11	（秒の記号）
	12	-（連続線、横線又は減算の記号）
	13	/（斜線又は除法の記号）
	14	=（二重線）
	15	+（加算の記号又は+字符）
16	×（乗算の記号）	

17	% (100分率の記号)
18	‰ (1,000分率の記号)
19	。(句点)
20	! (感嘆符)

備考

- ひらがな及びカタカナには、濁点(゜)又は半濁点(ゝ)を付すことができます。
- 電報(料金表第1(電報サービスの料金)に規定する和文無線電報を除きます。)の通信文(定文並びに別記10及び別記13の文例の部分を除きます。)中には、空白(文字と文字との間に挿入する1文字分の空欄をいいます。)を使用することができます。
ただし、当社が別に定める場合を除き、空白を2以上連続して使用することはできません。
- 電報(料金表第1に規定する漢字電報を除きます。)の受取人の住所又は居所には、カタカナ(小文字を除きます。)、数字及び記号を使用させていただきます。

8 漢字電報に限り使用することができる文字等

区 別	漢字電報に限り使用することができる文字等
漢字	常用漢字表(昭和56年内閣告示第1号)に掲げる漢字及び人名用漢字別表(戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)別表第二)に規定するものをいいます。)に掲げる漢字であって通用字体のもの
その他の文字等	別記7に規定する文字等又は上記の漢字以外の文字又は記号であって当社が別に定めるもの

9 緊急定文電報及び和文無線電報に使用することができる定文

区 別	定 文
死 亡 の 通 知	死す。
	死す、至急電話されたし。
	死す、至急連絡されたし。
	死す、至急来られたし。
危 篤 の 通 知	危篤。
	危篤、至急電話されたし。
	危篤、至急連絡されたし。
	危篤、至急来られたし。
病 気 の 通 知	病気。
	病気、至急電話されたし。
	病気、至急連絡されたし。

	病気、至急来られたし。
	倒れた。
	倒れた、至急電話されたし。
	倒れた、至急連絡されたし。
	倒れた、至急来られたし。
怪我の通知	怪我。
	怪我、至急電話されたし。
	怪我、至急連絡されたし。
	怪我、至急来られたし。
入院の通知	入院。
	入院、至急電話されたし。
	入院、至急連絡されたし。
	入院、至急来られたし。
事故の通知	事故。
	事故、至急電話されたし。
	事故、至急連絡されたし。
	事故、至急来られたし。
被災の通知	家火災。
	家火災、至急電話されたし。
	家火災、至急連絡されたし。
	家火災、至急来られたし。
	家浸水。
	家浸水、至急電話されたし。
	家浸水、至急連絡されたし。
	家浸水、至急来られたし。
	家損壊。
	家損壊、至急電話されたし。
	家損壊、至急連絡されたし。
	家損壊、至急来られたし。
	避難。
	避難、至急電話されたし。
	避難、至急連絡されたし。
	避難、至急来られたし。

その他の緊急連絡	至急電話されたし。
	至急連絡されたし。
	至急来られたし。
	緊急連絡。
	重要連絡。
	急用あり。
	行けぬ。
	欠席する。
無事。	
備考	
<p>1 緊急定文電報及び料金表第1（電報サーピスの料金）に規定する和文無線電報の通信文には、1の緊急定文電報又は和文無線電報についてそれぞれ1の定文を使用することができます。この場合において、発信人は、定文の前又は後に、20字以内において任意に補完追記することができます。</p> <p>2 1の定文を分割して使用することはできません。</p> <p>3 緊急定文電報に使用する場合は、ひらがなの部分をカタカナに変えることができます。</p> <p>4 和文無線電報に使用する場合、船舶から発信するものについてはひらがなの部分を、船舶に着信するものについては漢字及びひらがなの部分を、それぞれカタカナに変えるものとします。</p>	

10 年賀を内容とする和文無線電報の文例の略号

略号	文	例
ハヨマ	洋上 <small>ヨウジョウ</small> ハルカニ、新年 <small>シンネン</small> ノオ喜 <small>ヨロコ</small> ビヲ申シアゲマス	
ハフヤ	ハルカ南 <small>ミナミ</small> ノハテカラ新年 <small>シンネン</small> ヲオ祝 <small>イワ</small> イ申シアゲマス	
ハホイ	大漁 <small>タイリョウ</small> ヲ祝 <small>イワ</small> ウ、新年 <small>シンネン</small> ノオ喜 <small>ヨロコ</small> ビヲ申シアゲマス	
ハサリ	大漁 <small>タイリョウ</small> ヲ祝 <small>シユク</small> シ、新年 <small>シンネン</small> ノオ喜 <small>ヨロコ</small> ビヲ申シアゲマス、御健康 <small>ゴケンコウ</small> ト御安航 <small>ゴアンコウ</small> ヲ祈 <small>イノ</small> リマス	
ハウナ	新年 <small>シンネン</small> ヲ祝 <small>シユク</small> シ、御安航 <small>ゴアンコウ</small> ヲ祈 <small>イノ</small> ル	
ハカツ	新年 <small>シンネン</small> ヲ祝 <small>シユク</small> シ、御健康 <small>ゴケンコウ</small> 、御安航 <small>ゴアンコウ</small> 、大漁 <small>タイリョウ</small> ヲ祈 <small>イノ</small> リマス	
ハシサ	新年 <small>シンネン</small> 明ケマシテオメデトウゴザイマス	
ハワカ	新年 <small>シンネン</small> 明ケマシテオメデトウ、御健康 <small>ゴケンコウ</small> ヲ祈 <small>イノ</small> リマス	
ハキオ	新年 <small>シンネン</small> 明ケマシテオメデトウ、御安航 <small>ゴアンコウ</small> ヲ祈 <small>イノ</small> リマス	
ハイト	新年 <small>シンネン</small> 明ケマシテオメデトウ、大漁 <small>タイリョウ</small> ヲ祈 <small>イノ</small> リマス	
イニモ	新年 <small>シンネン</small> オメデトウ	
イツネ	新年 <small>シンネン</small> オメデトウ、今年 <small>コトシ</small> モ頑張 <small>ガンバ</small> リマシヨウ	
ハヒノ	新年 <small>シンネン</small> オメデトウ、御健康 <small>ゴケンコウ</small> ト御安航 <small>ゴアンコウ</small> ヲ祈 <small>イノ</small> リマス	
イチウ	謹 <small>ツツシ</small> ンデ新年 <small>シンネン</small> ヲオ祝 <small>イワ</small> イ申シアゲマス	

ハ オ チ	謹 ^{ツツシ} ンデ ^{シンネン} 新年 ^{イワ} ヲ ^{モウ} オ祝 ^イ イ申 ^シ シアゲ、御 ^ゴ 健康 ^{ケンコウ} ト御 ^ゴ 安航 ^{アンコウ} ヲ ^{イノ} 祈 ^イ リマス
ハ ネ タ	謹 ^{ツツシ} ンデ ^{シンネン} 新年 ^{イワ} ヲ ^{モウ} オ祝 ^イ イ申 ^シ シアゲ、一 ^{イチロ} 路 ^ロ 御 ^ゴ 平安 ^{ヘイアン} ヲ ^{イノ} 祈 ^イ リマス
イ フ ヒ	謹 ^{ツツシ} ンデ ^{シンネン} 新年 ^{イワ} ノ御 ^ゴ 挨拶 ^{アイサツ} ヲ ^{モウ} 申 ^シ シアゲ、マ ^マ ス ^ス マ ^マ ス ^ス 御 ^ゴ 繁 ^{ハン} 栄 ^{エイ} ヲ ^{イノ} 祈 ^イ リマス
イ セ ニ	謹 ^{ツツシ} ンデ ^{ヘイワ} 平和 ^{シンシュン} ノ ^{イワ} 新 ^{モウ} 春 ^イ ヲ ^シ オ祝 ^イ イ申 ^シ シアゲマス
イ ノ キ	ア ^ア 明 ^{メイ} ケ ^ケ マ ^マ シテ ^シ オ ^オ メ ^メ デ ^デ ト ^ト ウ ^ウ ゴ ^ゴ ザ ^ザ イ ^イ マ ^マ ス、今 ^{コトシ} 年 ^{ネン} コ ^コ ソ ^ソ 最 ^{サイ} 良 ^{リョウ} ノ ^{トシ} 年 ^{ネン} デ ^デ ア ^ア リ ^リ マ ^マ ス ^ヨ ウ ^ウ ニ
イ ク マ	ア ^ア 明 ^{メイ} ケ ^ケ ユ ^ユ ク ^ク 年 ^{ネン} ノ ^{トシ} 初 ^{ハジメ} 二 ^ニ 当 ^{アタ} リ、皆 ^{ミナ} 様 ^{サマ} ノ ^ゴ 御 ^ゴ 幸 ^{コウ} 福 ^{フク} ヲ ^{イノ} 祈 ^イ リマス
イ マ ホ	ア ^ア タ ^タ ラ ^ラ 新 ^{シン} シ ^シ イ ^イ 年 ^{ネン} ノ ^{トシ} 初 ^{ハジメ} ヲ ^{コトホ} 寿 ^{シユウ} ギ、皆 ^{ミナ} 様 ^{サマ} ノ ^ゴ 御 ^ゴ 繁 ^{ハン} 栄 ^{エイ} ヲ ^{ココロ} 心 ^{シン} カ ^カ ラ ^{イノ} オ ^オ 祈 ^イ リ申 ^シ シアゲマス
イ ウ フ	新 ^{シン} 年 ^{ネン} ヲ ^{イワ} オ ^{モウ} 祝 ^イ イ申 ^シ シアゲ、平 ^{ヘイ} 素 ^ソ ノ ^ゴ 御 ^ゴ 無 ^フ 沙 ^サ 汰 ^{タイ} ヲ ^{オウ} オ ^ウ ビ ^ビ イ ^イ タ ^タ シ ^シ マ ^マ ス
イ リ ヨ	新 ^{シン} 年 ^{ネン} オ ^オ メ ^メ デ ^デ ト ^ト ウ ^ウ ゴ ^ゴ ザ ^ザ イ ^イ マ ^マ ス、コ ^コ チ ^チ ラ ^ラ モ ^モ 皆 ^{ミナ} 元 ^{ゲン} 気 ^キ 御 ^ゴ 安 ^{アン} 心 ^{シン} ク ^ク ダ ^ダ サイ
イ タ テ	新 ^{シン} 年 ^{ネン} オ ^オ メ ^メ デ ^デ ト ^ト ウ ^ウ ゴ ^ゴ ザ ^ザ イ ^イ マ ^マ ス、日 ^ヒ 頃 ^{コロ} ノ ^ゴ 御 ^ゴ 愛 ^{アイ} 顧 ^コ ヲ ^{アツ} 厚 ^{オウ} ク ^ク 御 ^ゴ 礼 ^{レイ} 申 ^シ シアゲマス
イ コ タ	新 ^{シン} 年 ^{ネン} オ ^オ メ ^メ デ ^デ ト ^ト ウ ^ウ ゴ ^ゴ ザ ^ザ イ ^イ マ ^マ ス、本 ^{ホン} 年 ^{ネン} モ ^モ ヨ ^ヨ ロ ^ロ シ ^シ ク ^ク 御 ^ゴ 指 ^シ 導 ^{ドウ} 御 ^ゴ 鞭 ^{ベン} 撻 ^{タン} ヲ ^オ 願 ^{ネガ} イ ^イ 申 ^シ シアゲマス
備考 1 略号は、()で囲んで使用していただきます。 2 1の和文無線電報に2以上の文例の略号を使用することはできません。 3 文例の略号を使用して発信した和文無線電報は、その略号を普通文にほん訳して配達します。 ただし、船舶託送発受設備にあてたものについては、この限りではありません。	

11 新聞社等の基準

区 別	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	放送法(昭和25年法律第132号)第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

12 医療のための無線電報を発信し、又は配達を受ける病院

名 称	位 置	あ て 名
小樽掖済会病院	小樽市色内1の10の17	オタルエキサイ
宮城利府掖済会病院	宮城郡利府町森郷字新太子堂51	ミヤギリフエキサイ
横浜掖済会病院	横浜市中区山田町1の2	ヨコハマエキサイ
名古屋掖済会病院	名古屋市中川区松年町4の66	ナゴヤエキサイ

大阪掖済会病院	大阪市西区本田2の1の10	オオサカエキサイ
神戸掖済会病院	神戸市垂水区学が丘1の21の1	コウベエキサイ
日本海員掖済会門司病院	北九州市門司区清滝1の3の1	モジエキサイ
日本海員掖済会長崎病院	長崎市樺島町5の16	ナガサキエキサイ
せんぼ東京高輪病院	東京都港区高輪3の10の11	トウキョウセンインホケン
船員保険無線医療センター	横浜市保土ヶ谷区釜台町43の1 横浜船員保険病院内	センボムセンイリヨウセン ター又はヨコハマセン インホケン
大阪船員保険病院	大阪市港区築港1の8の30	オオサカセンインホケン

13 和文無線電報の通信文に使用し、配達時に漢字に変換することができる文例

用語	文例
結婚	<p>ゴ結婚^{ケツコン}オメデトウゴザイマス」 ゴ結婚^{ケツコン}ヲ祝^シ、末^{スエ}ナガク幸^{サチ}多^{オオ}カレト祈^{イノ}リマス」 オ二人^{フタリ}ノ前途^{ゼント}ヲ祝^シ、併^{アワ}セテゴ多^タ幸^{コフ}トゴ発展^{ハツテン}ヲオ祈^{イノ}リシマス」 ゴ結婚^{ケツコン}オメデトウ、オ二人^{フタリ}ノ世界^{セカイ}ヲ大切^{タイセツ}ニ」 オメデトウ、オ二人^{フタリ}ノ船出^{フナデ}ニ幸^{サチ}多^{オオ}カレト祈^{イノ}リマス」 オメデトウ、素敵^{スデキ}ナオ二人^{フタリ}ニ乾杯^{カンハイ}」 オ嬢様^{ジョウサマ}ノゴ結婚^{ケツコン}オメデトウゴザイマス」 ゴ令息様^{レイソクサマ}ノゴ結婚^{ケツコン}オメデトウゴザイマス」 喜^{ヨロコ}ビー杯^{イッパイ}幸^{シアウ}セー杯^{イッパイ}ノ今^{イマ}ノ気持^{キモチ}イツマデモ」 華燭^{カワク}ノ盛典^{メイテン}ヲ祝^シ、ゴ多^タ幸^{コフ}ヲオ祈^{イノ}リシマス」 ゴ結婚^{ケツコン}オメデトウゴザイマス、新生活^{シンセイカツ}ノ門出^{カドデ}ヲ、心カラオ喜^{ヨロコ}ビ イタシマス」 オメデトウ、愛情^{アイジョウ}一杯^{イツパイ}、夢^{ユメ}一杯^{イツパイ}、明^{アカ}ルイ家庭^{カテイ}ヲ築^{キズ}イテクダサ イ」 ゴ結婚^{ケツコン}オメデトウゴザイマス、コノ日^ヒノ感激^{カンガキ}ヲイツマデモ忘^{ワス} レズ、長^{ナガ}イ人生^{ジンセイ}ヲ共^{トモ}ニ助^{タス}ケ合^アツテ、楽^{ラク}シイ家庭^{カテイ}ヲ築^{キズ}イテクダ サイ」 ゴ結婚^{ケツコン}オメデトウゴザイマス、オ二人^{フタリ}ノ輝^{カガヤ}カシイ門出^{カドデ}ヲ祝福^{シユク} シ、前途^{ゼント}マスマスノゴ多^タ幸^{コフ}ト、ゴ家族^{カソク}皆^{ミナ}様^{サマ}方^{カタ}ノゴ隆盛^{リュウセイ}ヲ祈^キ念^{ネン} イタシマス」 ゴ結婚^{ケツコン}オメデトウゴザイマス、コレカラハオ二人^{フタリ}ノデュエツ トデ、素晴^{ハク}ラシイハーモニーヲ奏^{カナ}デテクダサイ、末^{スエ}ナガクオ 幸^{シアウ}セニ」</p>
婚約	<p>ゴ婚約^{コンヤク}オメデトウゴザイマス」 ゴ結納^{ケツノウ}オメデトウゴザイマス」 ゴ婚約^{コンヤク}オメデトウ、オ幸^{シアウ}セニネ」 ゴ婚約^{コンヤク}オメデトウ、明^{アカ}ルイオ二人^{フタリ}ニ期^キ待^{タイ}シマス」</p>
結婚記念日	<p>金婚^{キンコン}ノオ祝^{イワ}イヲ申^{モウ}シアゲマス」 金婚式^{キンコンシキ}オメデトウゴザイマス、末^{スエ}ナガキゴ多^タ幸^{コフ}ヲオ祈^{イノ}リシマ ス」 結婚^{ケツコン}記念^{キネン}日^{ニチ}ヲオ祝^{イワ}イヲ申^{モウ}シアゲマス」 銀婚^{ギンコン}ノオ祝^{イワ}イヲ申^{モウ}シアゲマス」 銀婚式^{ギンコンシキ}オメデトウゴザイマス、末^{スエ}ナガキゴ多^タ幸^{コフ}ヲオ祈^{イノ}リシマ ス」 銅婚^{ドウコン}ノオ祝^{イワ}イヲ申^{モウ}シアゲマス」</p>

	<p>銅婚式オメデトウゴザイマス、^{スエ}末ナガキ^タ多幸^コヲオ祈^{イノ}リシマス」</p> <p>オ二人^{フタリ}デ築^{キズ}イタ愛^{アイ}ノ記念日^{キニニチ}、オメデトウゴザイマス、^{ネンリン}年輪^{ネンリン}ヲ重^{カサ}ネルゴトニ、マスマス愛^{アイ}ガ深^{フカ}マリマスヨウニ」</p>
出産	<p>ゴ安産^{アンザン}オメデトウゴザイマス」</p> <p>男^{オトコ}ノ子^コゴ誕生^{タンジヨウ}オメデトウゴザイマス」</p> <p>女^{メナメ}ノ子^コゴ誕生^{タンジヨウ}オメデトウゴザイマス」</p> <p>ゴ安産^{アンザン}オメデトウ、オ健^{ケン}ヤカニ」</p> <p>ゴ安産^{アンザン}オメデトウゴザイマス、健^{ケン}ヤカナゴ成^{セイ}長^{チョウ}ヲオ祈^{イノ}リシマス」</p> <p>オメデトウ、赤^{アカ}チヤン^{ハヤ}ニ早^アク会^{アイ}イタイナ」</p> <p>元^{ゲン}気^キナ赤^{アカ}チヤン^{ハヤ}ノゴ誕生^{タンジヨウ}オメデトウゴザイマス、ドチラ^ニニ似^ニテイル^ニノデシヨウカ、オ二人^{フタリ}ノ愛^{アイ}情^{ジョウ}デ、健^{ケン}ヤカニゴ成^{セイ}長^{チョウ}サレマスヨウ、オ祈^{イノ}リイタシマス」</p>
入学・入園	<p>ゴ入^{ニュウ}学^{ガク}オメデトウゴザイマス」</p> <p>オ子^コ様^{サマ}ノゴ入^{ニュウ}学^{ガク}オメデトウゴザイマス」</p> <p>ゴ入^{ニュウ}学^{ガク}オメデトウ、飛^ヒ躍^{ヤク}ヲ期^キ待^{タイ}シテイマス」</p> <p>入^{ニュウ}園^{エン}オメデトウ、元^{ゲン}気^キデ頑^{ガン}張^バツテネ」</p> <p>入^{ニュウ}学^{ガク}オメデトウ、頑^{ガン}張^バレ一^{イチ}年^{ネン}生^{セイ}」</p> <p>ゴ入^{ニュウ}園^{エン}オメデトウゴザイマス」</p> <p>ゴ入^{ニュウ}学^{ガク}オメデトウ、ヨク頑^{ガン}張^バリマシタネ、充^{ジュウ}実^{ジツ}シタ学^{ガク}生^{セイ}生^{セイ}活^{カツ}ヲ送^{オク}ツテ、イッソウ大^{オオ}キク飛^ヒ躍^{ヤク}シテクダサイ」</p> <p>ニユウガクオメデトウ、キヨウカラタノシ一^{イチ}年^{ネン}生^{セイ}デスネ、センセイノイウコトヲヨクキイテ、オ友^{トモ}ダチモタクサンツクツテ、アカルイヨイ子^コニナツテクダサイ」</p>
合格	<p>ゴ合^{ゴウ}格^{カク}オメデトウゴザイマス」</p> <p>難^{ナン}関^{カン}突^{ツツ}破^パオメデトウ」</p> <p>ゴ合^{ゴウ}格^{カク}オメデトウ、実^{ジツ}リ豊^{トウ}カナ学^{ガク}生^{セイ}生^{セイ}活^{カツ}ヲ」</p> <p>良^{ヨク}イ春^{ハル}ニナリマシタネ、オメデトウ」</p> <p>ゴ合^{ゴウ}格^{カク}オメデトウゴザイマス、ヨク頑^{ガン}張^バツタネ、コレカラガ大^{ダイ}切^{タイ}ナ時^{トキ}デス、マスマス頑^{ガン}張^バツテ、希^キ望^{ボウ}ノ道^{ミチ}ヲ歩^{フミ}ンデクダサイ」</p> <p>ゴ合^{ゴウ}格^{カク}オメデトウゴザイマス、健^{ケン}康^{コウ}ニ注^{チュウ}意^イシテ、勉^{ベン}強^{キョウ}、スポー^スツ^ツニ励^{レキ}ミ、悔^{クワイ}ノナイ学^{ガク}生^{セイ}生^{セイ}活^{カツ}ヲ送^{オク}ツテクダサイ」</p>
卒業	<p>ゴ卒^{ソツ}業^{ギョウ}オメデトウゴザイマス」</p> <p>新^{シン}シイ門^{カド}出^デニ際^{サイ}シ、限^{カギ}リナイ前^{ゼン}途^トヲ祝^{シユク}シマス」</p> <p>ゴ卒^{ソツ}業^{ギョウ}オメデトウ、新^{シン}シイ世^セ界^{カイ}デノゴ活^{カツ}躍^{ヤク}ヲ」</p> <p>ゴ卒^{ソツ}業^{ギョウ}オメデトウ、洋^{ヨウ}々^{ヨウ}タル未^ミ来^{ライ}ニ期^キ待^{タイ}シマス」</p> <p>ゴ卒^{ソツ}業^{ギョウ}オメデトウ、希^キ望^{ボウ}ノ門^{カド}出^デ、素^ス晴^バラシイ明^{メイ}日^{ジツ}ガア^アリマスヨウニ」</p> <p>ゴ卒^{ソツ}業^{ギョウ}オメデトウゴザイマス、希^キ望^{ボウ}ニ満^{マン}チタ大^{オオ}空^{ソラ}ヘ羽^ハバタク君^{キミ}達^{タチ}ニ、幸^{サイチ}多^{オオ}カレト祈^{イノ}リマス」</p> <p>ゴ卒^{ソツ}業^{ギョウ}オメデトウ、思^シイ出^{イッ}多^{オオ}イ学^{ガク}校^{コウ}カラ巢^ス立^ダツ今^{イマ}日^{ジツ}コノ日^ヒ、心^{ココロ}新^{シン}タニ輝^{カガヤ}ク明^{メイ}日^{ジツ}ヘノ扉^{ヒラ}ヲ開^{ヒラ}イテクダサイ」</p>
誕生日	<p>オ誕^{タン}生^{ジヨウ}日^ビオメデトウゴザイマス」</p> <p>一^{イツ}ツオ兄^{ニイ}サンニナツタネ、オメデトウ」</p> <p>一^{イツ}ツオ姉^{ネエ}サンニナツタネ、オメデトウ」</p> <p>オ誕^{タン}生^{ジヨウ}日^ビオメデトウ、スクスクト伸^{ワカ}ビル若^{ワカ}竹^{タケ}ノヨウニ元^{ゲン}気^キナ</p>

	<p>成長ヲ祈リマス」 誕生日オメデトウ、二度ト無イ青春ニ乾杯ヲ、お互ニ頑 張ロウ」 誕生日オメデトウ、新タナ目標ニ向カツテ頑張ツテクダサ イ」 ハッピー、バースデー、ツー、ユー、アナタノ大イナル未来 ニ、限リナイ拍手ヲ送リマス」 誕生日オメデトウゴザイマス、健康第一、体ニ気ヲツケテ 頑張ツテクダサイ」 誕生日オメデトウ、コノ一年ガアナタニトツテ、素晴ラシ イ年デアリマスヨウニ」</p>
<p>寿賀</p>	<p>還暦ノオ祝イヲ申シアゲマス」 還暦ノオ祝イヲ申シアゲ、マスマスノゴ健勝ヲオ祈リイタシ マス」 還暦オメデトウゴザイマス、オ元気デ」 古希ノオ祝イヲ申シアゲマス」 古希ノオ祝イヲ申シアゲ、マスマスノゴ健勝ヲオ祈リイタシ マス」 古希オメデトウゴザイマス、オ元気デ」 喜寿ノオ祝イヲ申シアゲマス」 喜寿ノオ祝イヲ申シアゲ、マスマスノゴ健勝ヲオ祈リイタシ マス」 喜寿オメデトウゴザイマス、オ元気デ」 米寿ノオ祝イヲ申シアゲマス」 米寿ノオ祝イヲ申シアゲ、マスマスノゴ健勝ヲオ祈リイタシ マス」 米寿オメデトウゴザイマス、オ元気デ」 ゴ長寿オメデトウゴザイマス、イツマデモゴ健康デ明ルク楽 シイ日々ヲ送ラレマスヨウ、オ祈リイタシマス」</p>
<p>就職・就任</p>	<p>ゴ就職オメデトウゴザイマス」 ゴ就任オメデトウゴザイマス」 ゴ就職オメデトウ、今後ノ活躍ヲ期待シマス」 ゴ就職オメデトウ、社会人トシテ大キク羽バタイテクダサイ」 大役ヘノゴ就任オメデトウゴザイマス、ゴ健康トゴ活躍ヲオ 祈リシマス」 ゴ就職オメデトウゴザイマス、社会人トシテノ自覚ヲ持チ、 大空高く羽バタイテクダサイ、新シイ社会デノゴ活躍ヲオ祈 リイタシマス」 コノ度ノゴ就任、心カラオ喜ビ申シアゲマストモニ、今後 マスマスノゴ健勝ト貴社ノゴ隆盛ヲオ祈リイタシマス」</p>
<p>栄転・栄進</p>	<p>ゴ栄転オメデトウゴザイマス」 ゴ栄転オメデトウゴザイマス、心カラオ喜ビヲ申シアゲマス」 ゴ栄転オメデトウゴザイマス、ゴ着任ヲオ待チシマス」 ゴ栄進オメデトウゴザイマス」 ゴ栄進オメデトウゴザイマス、心カラオ喜ビヲ申シアゲマス」 ゴ栄転ヲ祝シ、今後ノゴ活躍トゴ発展ヲ祈リマス」 ゴ栄進ヲ祝シ、今後ノゴ活躍トゴ発展ヲ祈リマス」</p>

	<p>ゴ栄進オメデトウゴザイマス、日頃ノゴ精進ガココニ実リ、 ゴ家庭ノ皆様モオ喜ビノコトト存ジマス、今後モ健康ニ留意 サレ、マスマスゴ活躍クダサイ」 ゴ昇進オメデトウゴザイマス、今後、尚一層ノゴ活躍ヲオ祈 リシマストトモニコレマデト変ワラズ、引キ続キゴ厚情ヲ賜 リマスヨウオ願イイタシマス」</p>
出発・留学	<p>晴レノ門出ヲオ祝イ申シアゲマス」 ゴキゲンヨウ、元気デ行ツテラツシヤイ」 ゴ出発ヲ祝シ、平安ヲ祈リマス」 マタ会ウ日ヲ楽シミニシテイマス」 ゴ留学ヲ祝シ、ゴ健康トゴ成功ヲ祈リマス」</p>
帰国	<p>無事ゴ帰国オメデトウゴザイマス」 オ帰リナサイ、オ目ニカカルノヲ楽シミニシテイマス」 無事任務ヲ終エテノゴ帰国オメデトウゴザイマス、ゴ苦労様 デシタ」</p>
大会・会合・式典	<p>大会ヲ祝シ、ゴ盛会ヲ祈リマス」 栄アル大会出場ヲ祝シ、ゴ健闘ヲ祈リマス」 ゴ盛会ヲオ祝イ申シアゲマス」 ゴ盛会ヲ祝シ、併セテ貴社マスマスノゴ発展ト、皆様方ノゴ 健勝ヲオ祈リイタシマス」</p>
激励	<p>ゴ出陣オメデトウゴザイマス、必勝ヲ期シ、ゴ健闘ヲオ祈リ イタシマス」 イヨイヨ最終戦、最後ノ最後マデ陣営一丸トナリ奮闘シテク ダサイ、必勝ヲオ祈リイタシマス」 販売目標達成オメデトウゴザイマス、コレモヒトエニ全社員 一丸トナツテノ努力ノ賜物ト思イマス、今後トモ新タナ目標 二向カツテ頑張ツテクダサイ」 今日コノ日ノタメニ蓄エタカラ十分発揮シ、最後ノ最後マデ ベストヲ尽クシ頑張ツテクダサイ」 全国大会出場オメデトウゴザイマス、日頃ノ力ヲ存分ニ発揮 サレルヨウ期待シテイマス、輝ク栄冠ヲ目指シテ頑張レ」 全国大会出場オメデトウゴザイマス、コノ日ノタメニ蓄エテ イタカラ発揮シ、最後マデベストヲ尽クシテ、勝利ノ女神ノ 微笑ミヲ勝ち取ツテクダサイ」 大会出場オメデトウゴザイマス、日頃ノ努力ヲ発揮シテ、栄 冠ヲ勝ち取ツテクダサイ、ゴ健闘ヲオ祈リイタシマス」 甲子園出場オメデトウゴザイマス、君ノ胸ニ一生残ル、青春 ノ思イ出ニナルヨウ、頑張ツテクダサイ、栄冠八君二輝ク」</p>
落成・開業	<p>新築落成ヲオ祝イ申シアゲマス」 竣工ヲオ祝イ申シアゲマス」 ゴ開業オメデトウゴザイマス、今後ノゴ繁栄ヲオ祈リシマス」 ゴ開店オメデトウゴザイマス、今後ノゴ繁栄ヲオ祈リシマス」 新装開店オメデトウゴザイマス、千客万来、マスマスノゴ繁 栄ヲ祈念イタシマス」 新社屋落成、誠ニオメデトウゴザイマス、貴社マスマスノゴ 隆盛ヲ心カラ祈念イタシマス」</p>

<p>結成・創立記念日</p>	<p>創立10周年記念、誠ニオメデトウゴザイマス、社長様ハジメ社員ノ皆様方ノ今後ノゴ発展ト、貴社マスマスノゴ隆盛ヲ祈念イタシマス」 貴社、創立10周年記念オメデトウゴザイマス、輝カシイゴ発展ヲ遂ゲラレタ皆様ノ情熱ニ敬意ヲ表シ、サラナル飛躍ヲ祈リイタシマス」 創立ヲオ祝い申シアゲマス」 創立記念日オメデトウゴザイマス、今後ノ一層ノゴ発展ヲオ祈リイタシマス」 創立ヲ祝シ、ゴ発展ヲ祈リマス」 新会社ノ設立ヲ祝シ、ゴ繁栄ヲ祈リマス」 結成ヲオ祝い申シアゲマス」 結成ヲ祝シ、ゴ発展ヲ祈リマス」</p>
<p>叙勲</p>	<p>栄アル叙勲ヲ心カラオ祝い申シアゲマストトモニ、今後、マスマスノゴ活躍ヲオ祈リイタシマス」 コノ度ノ受賞、誠ニオメデトウゴザイマス、コノウエナイ栄誉トオ喜び申シアゲマス、今後トモゴ健康デ、尚一層ノゴ活躍ヲ祈念イタシマス」 輝カシイ叙勲、誠ニオメデトウゴザイマス、コレカラム健康ニ留意シ、社会ノためニ尽くサレマスコトヲオ祈リイタシマス」 晴レノ叙勲オメデトウゴザイマス」 栄アル叙勲ヲ、心カラオ祝い申シアゲマス」</p>
<p>表彰</p>	<p>受賞オメデトウゴザイマス、今後マスマスノゴ健勝ヲオ祈リ申シアゲマス」 長年ノゴ功績ヲタタエ、栄アル受賞ヲ心カラオ祝い申シアゲマス」 永年勤続オメデトウゴザイマス、ゴ健康ト一層ノゴ活躍ヲオ祈リシマス」</p>
<p>優勝・入賞</p>	<p>優勝オメデトウゴザイマス」 入賞オメデトウゴザイマス、心カラオ祝い申シアゲマス」 優勝バンザイ、良クヤツタ、オメデトウ」</p>
<p>退院・全快</p>	<p>ゴ退院オメデトウゴザイマス」 ゴ全快ヲ心カラオ喜び申シアゲマス」 ゴ退院オメデトウゴザイマス、一日モ早イ復帰ヲオ待ちシテイマス」</p>
<p>入選</p>	<p>ゴ入選オメデトウゴザイマス」 ゴ入選オメデトウ、トウトウヤリマシタネ」 ゴ入選オメデトウ、次ノ仕事ガ楽シミデス」</p>
<p>当選</p>	<p>ゴ当選オメデトウゴザイマス」 栄アルゴ当選ヲ祝シ、ゴ活躍ヲ祈リマス」 ゴ当選オメデトウゴザイマス、ゴ健康ト一層ノゴ活躍ヲ祈リマス」 ゴ当選オメデトウゴザイマス、遠方ノ地ヨリ乾杯」 大勝利オメデトウゴザイマス」 ゴ当選、誠ニオメデトウゴザイマス、今後ハ地域発展ノ原動</p>

	<p>カトナラレ、マスマスゴ活躍サレマスコトヲオ祈リイタシマス」</p> <p>コノ度ノゴ当選、心カラオ祝い申シアゲマス、ゴ健康ニ留意サレ、今後尚一層ノゴ活躍ヲオ祈リイタシマス」</p>
年賀	<p>新年オメデトウゴザイマス」</p> <p>明ケマシテオメデトウゴザイマス」</p> <p>謹ンデ新年ノオ慶ビヲ申シアゲマス」</p> <p>明ケマシテオメデトウゴザイマス、早々ト年賀ヲイタダキアリガトウゴザイマシタ」</p> <p>輝カシイ新春ヲ迎エ、謹ンデ皆様ノゴ健康トゴ多幸ヲオ祈リイタシマス」</p> <p>新年明ケマシテオメデトウゴザイマス、旧年中ハイロイロトオ世話ニナリ、アリガトウゴザイマシタ、本年モヨロシクゴ指導、ゴ鞭撻ノホドヨロシクオ願イ申シアゲマス」</p> <p>新年明ケマシテオメデトウゴザイマス、日頃ノゴ愛顧ヲ厚ク御礼申シアゲマストモニ、今年一年ガ最良ノ年デアリマスヨウ、心ヨリオ祈リイタシマス」</p>
成人の日	<p>ゴ成人オメデトウゴザイマス」</p> <p>ゴ令息ノ成人ヲ祝シマス」</p> <p>ゴ令嬢ノ成人ヲ祝シマス」</p> <p>二十歳ノ春オメデトウゴザイマス」</p> <p>ゴ成人オメデトウ、新シイ出発ヲオ祝イシマス」</p> <p>ゴ成人ヲ祝シ、マスマスノゴ活躍ヲ期待イタシマス」</p> <p>ゴ成人オメデトウ、二十歳ノ春ヲ、大イニエンジヨイシテクダサイ」</p> <p>ゴ成人オメデトウゴザイマス、イヨイヨ大人ノ仲間入り、責任ト自覚ヲ持ち、新タナ目標ニ向カッテ頑張ツテクダサイ」</p> <p>ゴ成人オメデトウ、大キナ夢ニ向カッテ、イソガズ、アワテズ、ユツクリ、素敵ナ大人ニナツテクダサイ」</p>
節句	<p>初節句オメデトウゴザイマス」</p> <p>子トモノ日オメデトウ」</p> <p>子トモノ日オメデトウ、サツキノ空ノヨウニアマルク」</p> <p>子トモノ日オメデトウゴザイマス、5月ノ空ニ元氣ニ泳グコイノボリノヨウニ元氣ナタクマシイ子ニ育チマスヨウヲ祈リイタシマス」</p> <p>今日ハタノシイヒナマツリ、オヒナサマノヨウニステキナ女ノ子ニナリマスヨウニ、カワイイ写真ヲマツテイマス」</p>
母の日	<p>オ母サンアリガトウ、今日ハ母ノ日イツマデモ元氣デ」</p> <p>私ノ大好きナオ母サン、イツモ本当ニアリガトウ」</p> <p>イツマデモ元氣デ、母ノ日ニ心ヲ込メテ」</p> <p>オ母サンアリガトウ、私達ノ分マデオ父サンヲ大切ニシテネ」</p> <p>イツモ素敵ナオ母サンへ、毎日アリガトウ、コレカラモ体ニ氣ヲツケテ、イツマデモ元氣デ若々シイオ母サンデイテクダサイ」</p> <p>母ノ日ニオ母サンへ、心カラ感謝ヲ込メテ、アリガトウ、イツマデモ元氣デネ」</p> <p>オ母サン、イツモアリガトウ、イツマデモ元氣デ、オ父サン</p>

	ト仲良ク暮ラシテクダサイ」
父の日	<p>オ父サンアリガトウ、今日八父ノ日イツマデモオ元気デ」</p> <p>オ父サンアリガトウ、父ノ日ニ心ヲ込メテ」</p> <p>父ノ日オメデトウ、オ酒ヲチヨツピリ減ラシ、イツマデモ元 気デ頑張ツテクダサイ」</p> <p>オ父サン、イツモアリガトウ、毎日オ仕事大變デスネ、コレ カラモ体ニ氣ヲツケテ、イツマデモ元気デイテクダサイ」</p> <p>父ノ日ニオ父サンへ、面ト向カツテ言ウノハ恥ズカシイカラ、 電報デ伝エマス、イツモアリガトウ、オ父サン」</p> <p>今日八、父ノ日、心ヲ込メテ、アリガトウ、イツマデモ元 気ナハリキリオ父サンデイテクダサイ」</p>
敬老の日	<p>敬老ノ日オメデトウゴザイマス、イツマデモオ元気デ」</p> <p>オジイチャン、オバアチャン、敬老ノ日オメデトウゴザイマ ス」</p> <p>今日八敬老ノ日、オジイチャン、オバアチャン、イツマデモ 元気デ長生キシテクダサイ」</p> <p>敬老ノ日オメデトウゴザイマス、イツマデモオ元気デ、明ル ク楽シイ日々ヲオ過ゴシクダサイ」</p> <p>敬老ノ日ヲ迎エラレ、心ヨリオ喜ビ申シアゲマス、イツマデ モゴ健康デアラレマスヨウ、オ祈リイタシマス」</p> <p>オジイチャン、オバアチャン、敬老ノ日オメデトウゴザイマ ス、イツモプレゼントアリガトウ、マタ、遊ビニ行クカラマ ツテテネ」</p>
七五三	<p>七五三オメデトウ」</p> <p>七五三オメデトウゴザイマス、オ子様ノオ健ヤカナゴ成長ヲ オ祈リシマス」</p> <p>オメデトウ、今日ハウレシイ七五三、キヨウダイ仲良ク元 気デネ」</p> <p>今日八楽シイ七五三、オメデトウ、可愛イ笑顔ガ目ニ浮カビ マス、元気デヨイ子ニナツテクダサイ」</p>
クリスマス	<p>メリークリスマス、ゴ家族揃ツテ楽シク」</p> <p>メリークリスマス、ゴ盛会ヲオ祈リシマス」</p>
共通	佳キ日ヲ寿ギ、ゴ多幸ヲ祈リマス」
お見舞い	<p>コノ度ノ災害ニ対シ、衷心ヨリオ見舞イ申シアゲマスストトモ ニ、一日モ早イ復興ヲオ祈リイタシマス」</p> <p>ニュースヲ見テ、コノ度ノ災害ヲ知リマシタ、心カラオ見舞 イ申シアゲマスストトモニ、皆様ノゴ無事ト一日モ早イ復興ヲ オ祈リイタシマス」</p> <p>ゴ病氣オ見舞イ申シアゲマス、ゴ病状ハイカガデショウカ、 一日モ早イゴ回復ヲ心カラオ祈リイタシマス」</p> <p>暑中オ見舞イ申シ上ゲマス、併セテ、平素ノゴ無沙汰ヲオ詫 ビイタシマス、暑サ厳シキオリ、クレグレモゴ自愛クダサイ マセ」</p> <p>盛夏ノオリ、皆様ニハイカガオ過ゴシデショウカ、イツモオ 世話ヲ頂キマシテ厚クオ礼申シアゲマスストトモニ、皆様ノゴ 健勝ヲオ祈リイタシマス」</p>

<p>おくやみ</p>	<p>謹<small>ツツシ</small>ンデ哀<small>アイトワ</small>悼<small>イ</small>ノ意<small>ヒヨウ</small>ヲ表<small>ヒキ</small>シマス」 ゴ逝<small>セイキョ</small>去<small>イタ</small>ヲ悼<small>ツツシ</small>ミ、謹<small>ツツシ</small>ンデオ悔<small>ク</small>ヤミ申<small>モウ</small>シアゲマス」 ゴ逝<small>セイキョ</small>去<small>イタ</small>ヲ悼<small>ツツシ</small>ミ、ゴ冥<small>メイ</small>福<small>フク</small>ヲオ祈<small>イノ</small>リ申<small>モウ</small>シアゲマス」 ゴ尊<small>ソンプ</small>父<small>サマ</small>様<small>サマ</small>ノゴ逝<small>セイキョ</small>去<small>イタ</small>ヲ悼<small>ツツシ</small>ミ、謹<small>ツツシ</small>ンデオ悔<small>ク</small>ヤミ申<small>モウ</small>シアゲマス」 ゴ母<small>ドウ</small>堂<small>サマ</small>様<small>サマ</small>ノゴ逝<small>セイキョ</small>去<small>イタ</small>ヲ悼<small>ツツシ</small>ミ、謹<small>ツツシ</small>ンデオ悔<small>ク</small>ヤミ申<small>モウ</small>シアゲマス」 ゴ逝<small>セイキョ</small>去<small>イタ</small>ノ報<small>ホウ</small>ニ接<small>セツ</small>シ、心<small>ココロ</small>カラオ悔<small>ク</small>ヤミ申<small>モウ</small>シアゲマス」 在<small>ニ</small>リシ日<small>ヒ</small>ノオ姿<small>スカタ</small>ヲ俣<small>シノ</small>ビ、心<small>ココロ</small>カラゴ冥<small>メイ</small>福<small>フク</small>ヲオ祈<small>イノ</small>リ申<small>モウ</small>シアゲマス」 ゴ生<small>セイ</small>前<small>ゼン</small>ノゴ功<small>コウ</small>績<small>セキ</small>ヲ俣<small>シノ</small>ビ、心<small>ココロ</small>カラゴ冥<small>メイ</small>福<small>フク</small>ヲオ祈<small>イノ</small>リ申<small>モウ</small>シアゲマス」 ゴ主<small>シュ</small>人<small>ジン</small>様<small>サマ</small>ノゴ逝<small>セイキョ</small>去<small>イタ</small>ヲ悼<small>ツツシ</small>ミ、謹<small>ツツシ</small>ンデオ悔<small>ク</small>ヤミ申<small>モウ</small>シアゲマス」 ゴ令<small>レイ</small>室<small>シツ</small>様<small>サマ</small>ノゴ逝<small>セイキョ</small>去<small>イタ</small>ヲ悼<small>ツツシ</small>ミ、謹<small>ツツシ</small>ンデオ悔<small>ク</small>ヤミ申<small>モウ</small>シアゲマス」 ゴ逝<small>セイキョ</small>去<small>イタ</small>ヲ悼<small>ツツシ</small>ミ、謹<small>ツツシ</small>ンデオ悔<small>ク</small>ヤミ申<small>モウ</small>シアゲマス<small>ト</small>トモニ、心<small>ココロ</small>カ ラゴ冥<small>メイ</small>福<small>フク</small>ヲオ祈<small>イノ</small>リイタシマス」 突<small>トツ</small>然<small>ゼン</small>ノ悲<small>ホウ</small>報<small>セツ</small>ニ接<small>マコト</small>シ、誠<small>マコト</small>ニ痛<small>ツウ</small>惜<small>セキ</small>ノ念<small>ネン</small>デイツ<small>カ</small>パイ<small>ソク</small>デス、ゴ家<small>カ</small>族<small>ソク</small>皆<small>ミナ</small> 様<small>サマ</small>ノゴ心<small>ココロ</small>痛<small>イタ</small>ヲオ察<small>サツ</small>シ申<small>モウ</small>シアゲマス<small>ト</small>トモニ、在<small>ニ</small>リシ日<small>ヒ</small>ヲ俣<small>シノ</small>ビ 心<small>ココロ</small>カラゴ冥<small>メイ</small>福<small>フク</small>ヲオ祈<small>イノ</small>リイタシマス」 ゴ逝<small>セイキョ</small>去<small>イタ</small>ノ報<small>ホウ</small>ニ接<small>セツ</small>シ、幾<small>イクタ</small>多<small>タ</small>ノゴ厚<small>コウ</small>情<small>ジョウ</small>ヲ思<small>オモ</small>イ、誠<small>マコト</small>ニ痛<small>ツウ</small>惜<small>セキ</small>ノ念<small>ネン</small>デ イツ<small>カ</small>パイ<small>ソク</small>デス、心<small>ココロ</small>カラゴ冥<small>メイ</small>福<small>フク</small>ヲオ祈<small>イノ</small>リイタシマス」</p>
<p>法要</p>	<p>3回<small>カイ</small>忌<small>キ</small>ノ法<small>ホウ</small>要<small>ヨウ</small>ニアタリ、故<small>コ</small>人<small>ジン</small>ノ面<small>オモカゲ</small>影<small>シノ</small>ヲ俣<small>シノ</small>ビツツ、アラタメテ ゴ冥<small>メイ</small>福<small>フク</small>ヲオ祈<small>イノ</small>リイタシマス」 1周<small>シュウ</small>忌<small>キ</small>ノ法<small>ホウ</small>要<small>ヨウ</small>ニ際<small>サイ</small>シ、アラタメテ悲<small>カナ</small>シミガツノリマス、ゴ生<small>セイ</small> 前<small>ゼン</small>の面<small>オモカゲ</small>影<small>シノ</small>ヲ俣<small>シノ</small>ビ、心<small>ココロ</small>カラゴ冥<small>メイ</small>福<small>フク</small>ヲオ祈<small>イノ</small>リイタシマス」</p>
<p>備考</p>	<p>1 1の文例を分割して使用することはできません。 2 船舶に着信するものについては漢字の部分カタカナに変えるものとします。</p>

料金表

通則

(料金の支払い)

- 1 発信人は、料金を次の期日までに、当社が指定する電報サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

区 別	支払期日
1 電報サービス取扱所の窓口で電報を発信したとき。	当社が電報の発信を受け付けた時
2 1 以外の方法により電報を発信したとき。	当社が指定する日

- 2 料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(端数処理)

- 3 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

(消費税相当額の加算)

- 4 第33条(料金の支払義務)の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(注1) 4において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)によるものとします。

(注2) この料金表において税込価格(税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)と表示されていない額は、税抜価格とします。

(注3) この約款の規定により支払いを要することとなった料金又は工事に関する費用については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

(注4) 無線電報に係るもの(特別取扱、発信の取消し及び附帯サービスの料金を含みます。)については、消費税相当額を加算しません。

(料金の臨時減免)

- 5 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。

(注) 当社は、料金の減免を行ったときは、関係の電報サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1 電報サービスの料金

1 適用

区 分	内 容						
(1) 通常電報等の種類	ア 通常電報には、次の種類があります。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かな電報</td> <td>別記7に掲げる文字等を使用する電報</td> </tr> <tr> <td>漢字電報</td> <td>かな電報で使用できる文字等のほか、別記8に掲げる文字等を使用する電報</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	かな電報	別記7に掲げる文字等を使用する電報	漢字電報	かな電報で使用できる文字等のほか、別記8に掲げる文字等を使用する電報
	区 分	内 容					
	かな電報	別記7に掲げる文字等を使用する電報					
	漢字電報	かな電報で使用できる文字等のほか、別記8に掲げる文字等を使用する電報					
イ 無線電報には、次の種類があります。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和文無線電報</td> <td>別記7に掲げるカタカナ(小文字を除きま</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	和文無線電報	別記7に掲げるカタカナ(小文字を除きま			
区 分	内 容						
和文無線電報	別記7に掲げるカタカナ(小文字を除きま						

		す。)、数字及び記号(記号番号が1から5までのものに限ります。)を使用する電報
	欧文無線電報	別記7に掲げるアルファベット、数字及び記号(記号番号が4から18までのものに限ります。)を使用する電報
(2) 有料字語数の計算	<p>通常電報、緊急定文電報及び欧文無線電報以外の無線電報の有料字数は、通信文に使用した文字等(濁点、半濁点及び空白を除きます。)の数とします。</p> <p>(注) 欧文無線電報の有料語数は、通信文に使用した語辞(文字、数字及び記号の集合を含みます。)を10字までごとに1語として計算します。この場合、記号のうち%は1個を3字とし、‰は1個を4字として計算します。</p>	
(3) 電報託送加算額の適用	<p>当社は、発信人が船舶託送発受設備以外の電気通信設備により電報を発信したとき(当社が別に定める方法により発信したときを除きます。)は、電報託送加算額を適用します。</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定める方法により発信したときは、インターネットを利用して発信したときとします。</p>	
(4) 特別取扱に関する料金の適用	<p>ア 東日本電信電話株式会社が提供する特別取扱の料金は、その特別取扱に相当する2の2-2(特別取扱)に規定する特別取扱の料金額と同額とします。</p> <p>イ 発信人は、特別取扱とした電報について、次の事態が生じたときは、その特別取扱に関する料金の支払いを要しません。</p> <p>(ア) 発信人又は受取人の責めによらない理由(受取人が翌朝配達を請求している場合を含みます。)により、夜間配達とした電報について、その電報が午前8時前に配達されなかったとき。</p> <p>(イ) (ア)に定める場合のほか、発信人又は受取人の責めによらない理由により、特別取扱(当社が別に定めるものを除きます。)とした電報について、その特別取扱がされなかったとき。</p> <p>ウ 当社は、発信人から事前に申出があったときは、その発信人により発信された電報の特別取扱に関する料金について、電報料金額別表に定める選択制による料金の割引を適用します。ただし、その割引の適用が技術的に困難であるとき又は当社の業務の遂行上著しく困難であるときは、その割引を適用できないことがあります。この場合、当社は、その旨を契約者に通知します。</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定めるものは、配達日指定とします。</p>	
(5) 電報料金の減免	<p>次の電報については、第33条(料金の支払義務)の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。</p> <p>ア 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥り、又は陥るおそれがあることを通報する電報であって、その事実を知った者がその救援に直接関係がある機関に対して発信するもの</p> <p>イ 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するた</p>	

	<p>めに必要な事項を内容とする電報であって、その事実を知った者がその予防に直接関係がある機関に対して発信するもの</p> <p>ウ 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合における人命財産の危険を通報する電報であって、その危険の事実を知った者が、その救助救援に直接関係がある機関に対して発信するもの</p> <p>エ 災害に際し、当社が指定する地域及び期間において、被災者が発信する被災状況の通報又は救護を求めることを内容とする電報であって、当社が定める条件に適合するもの</p> <p>オ 船舶内の傷病者の医療について指示を受けるために必要な事項を内容とする無線電報であって、別記12の病院にあてて発信されるもの及びその返信の無線電報</p>
--	---

2 料金額

2 - 1 電報に係るもの（特別取扱に係るものを除きます。）

2 - 1 - 1 電報料

区 分		単 位	料金額
1 通常電報	(1) かな電報	1 通ごとに 基本額（25字まで） 累加額（追加5字までごとに）	300円 (税込価格 324円) 40円 (税込価格 43.2円)
	(2) 漢字電報	1 通ごとに 基本額（25字まで） 累加額（追加5字までごとに）	440円 (税込価格 475.2円) 60円 (税込価格 64.8円)
2 緊急定文電報		1 通ごとに	300円 (税込価格 324円)
3 無線電報	(1) 和文無線電報	ア 定文を使用したもの	1 通ごとに 600円
		イ ア以外のもの	1 通ごとに 基本額（25字まで） 累加額（追加5字までごとに）
	(2) 欧文無線電報	1 通ごとに 基本額（6語まで） 累加額（追加1語ごとに）	1,200円 160円

2 - 1 - 2 電報託送加算額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
電報託送加算額	1 通ごとに	40円(税込価格 43.2円)

2 - 2 特別取扱

	区 別	単 位	料 金 額		
配達日指定	発信人が指定する日（午前又は午後の区別を含みます。）に電報を配達する取扱い				
	<p>備考</p> <p>1 配達日指定は、その電報を発信する際に、請求していただきます。</p> <p>2 通常電報について指定することができる配達日は、発信の日の翌月の応当日（翌月に発信の日の応当日がない場合はその月の末日）までの日（発信の日を除きます。）に限り、</p> <p>ただし、電報の配達が著しく集中することが予想される場合には、午前又は午後の指定ができないことがあります。</p> <p>3 無線電報について指定することができる配達日は、発信の日の翌日から起算して10日以内の日（発信の日を除きます。）に限り、</p> <p>ただし、電報の配達が著しく集中することが予想される場合には、午前又は午後の指定ができないことがあります。</p> <p>4 年賀を内容とする電報（和文無線電報に限り、）として、1月1日を配達日に指定する電報は、3の規定にかかわらず、12月10日から12月31日までの間受け付けます。</p> <p>ただし、午前又は午後の指定はできません。</p> <p>5 船舶にあてる無線電報については、4の規定によるものに限り取り扱います。この場合、船舶託送発受設備にあてるものについては、12月31日以前においても配達することがあります。</p> <p>6 第33条（料金の支払義務）第2項の表の1欄に規定する時間及び第38条（責任の制限）第1項第1号に規定する時間については、配達日指定とした電報の場合、配達日として指定した日（午前を指定した場合は、指定した日の午前）とします。</p>				
慶弔扱	慶祝、弔慰、見舞、激励等のための電報として、特別紙を使用して配達する取扱い	(1) (2)から(4)以外のもの	ア その電報について、配達日指定を請求し、配達日の前日から起算して3日以前に発信したとき	1 通ごとに	その電報の電報料の額の2分の1の額から150円（税込価格162円）を控除し、残額があるときはその残額
			イ ア以外のとき	1 通ごとに	その電報の電報料の額の2分の1の額
	(2) メロディ付特別紙を使用したもの（(3)の5形を除く）	2 形	1 通ごとに	(1)の料金額にそれぞれ2,000円（税込価格2,160円）を加えた額	
	(3) 押花付	1 形	1 通ごとに	(1)の料金額にそれぞれ	

		特別紙を使用したもの			れ500円(税込価格540円)を加えた額
			2形	1通ごとに	(1)の料金額にそれぞれ1,000円(税込価格1,080円)を加えた額
			3形	1通ごとに	(1)の料金額にそれぞれ1,500円(税込価格1,620円)を加えた額
			4形	1通ごとに	(1)の料金額にそれぞれ3,000円(税込価格3,240円)を加えた額
	(4) デザイン付特別紙を使用したもの	刺しゅうによるデザインのもの	2形	1通ごとに	(1)の料金額にそれぞれ1,500円(税込価格1,620円)を加えた額
			3形	1通ごとに	(1)の料金額にそれぞれ2,000円(税込価格2,160円)を加えた額
			4形	1通ごとに	(1)の料金額にそれぞれ2,500円(税込価格2,700円)を加えた額
			5形	1通ごとに	(1)の料金額にそれぞれ3,000円(税込価格3,240円)を加えた額
			うるしによるデザインのもの	1通ごとに	(1)の料金額にそれぞれ5,000円(税込価格5,400円)を加えた額
		その他のデザインによるもの	1通ごとに	(1)の料金額にそれぞれ当社が別に定める額を加えた額	
	備考				
	<p>1 慶弔扱は、その電報を発信する際に、請求していただきます。</p> <p>2 通常電報及び和文無線電報(定文を使用したものを除きます。)に限り取り扱います。</p> <p>3 慶弔扱の和文無線電報(船舶に着信するものを除きます。)であって、次の電報については、発信人の請求に基づき、その文例の部分について漢字に変換して配達します。</p> <p>ア 通信文に別記13に定める文例を使用したもの</p> <p>イ 第23条(年賀を内容とする電報)の規定に基づき、通信文に別記10に定める文例の略号を使用したもの</p> <p>4 メロディ付特別紙、押花付特別紙及びデザイン付特別紙を使用したものは、当社が指定する地域に配達するものに限り取り扱います。</p>				
夜間	午後7時から翌日午前8時までの間に発信する緊急定文電報(船舶から発信する			1通ごとに	2,000円(税込価格2,160円)

配達	和文無線電報であって定文を使用するものを含みます。)について、その間に配達する取扱い(ただし、午後10時から翌日午前6時までの間に発信されたものについては、午前6時以降午前8時までの間に配達するものとします。)		
	備考 1 夜間配達は、その電報を発信する際に、請求していただきます。 2 午前6時以降に発信する電報については、午前8時までに配達されない場合があることを、あらかじめ承知していただいたものに限り取り扱います。 3 夜間配達とした電報について、受取人が翌朝配達を請求しているときは、夜間配達の手配を行いません。この場合、その旨を発信人に通知します。		
翌朝配達	受取人の請求により、休業日又は夜間に着信する電報を翌日午前8時以降に配達する取扱い		
	備考 1 受取人は、あらかじめ次のいずれかの取扱いを指定して当社が指定する電報サービス取扱所に請求していただきます。 (1) 非常扱いの電報及び緊急扱いの電報以外の電報を翌朝配達する取扱い (2) 非常扱いの電報、緊急扱いの電報及び夜間配達とした電報以外の電報を翌朝配達する取扱い 2 船舶にあてた無線電報については、取り扱いません。		
受取人連記	受取人名を連記する取扱い	1を超える 1の受取人 名ごとに	60円 (税込価格 64.8円)
	備考 1 受取人連記は、その電報を発信する際に、請求していただきます。 2 あて所が同一である場合に限り取り扱います。		
特別印字	当社が別に定める特別の印字による取扱い	1通ごとに	100円 (税込価格 108円)
	備考 1 特別印字は、その電報を発信する際に、請求していただきます。 2 取扱いの条件は、特別の印字の種類ごとに、当社が別に定めるところによります。		

第2 発信取消料

料 金 種 別	単 位	料 金 額
発信取消料	1 通ごとに	300円(税込価格 324円)

第3 附帯サービスの料金

料 金 種 別	単 位	料 金 額
1 配達通知料	1 件ごとに	800円 (税込価格 864円)
2 発信証明料	1 件ごとに	300円 (税込価格 324円)
3 発信人名等問合せ料	1 件ごとに	1,000円 (税込価格 1,080円)
4 支払証明書の発行手数料	支払証明書 1 枚ごとに	400円 (税込価格 432円)

(注) 配達通知、発信証明又は発信人名等問合せについて郵便により連絡を受けることを請求する場合は、上記の料金のほか、郵送料が必要です。また、支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みませず。)及び郵送料(実費)が必要な場合があります。

電報料金額別表 選択制による料金の割引

1 特別紙料金割引

区 分	内 容												
(1) 定義等	<p>ア 「特別紙料金割引」とは、発信人から事前に申出があった場合に、イの規定によりこの割引の対象となる電報に関する料金について、第1の2の2 - 2（特別取扱）に規定する特別取扱の料金額（慶弔扱の(2)、(3)及び(4)に限ります。）に0.10を乗じて得た額（以下「特別紙料金割引額」といいます。）の割引を行うことをいいます。</p> <p>イ この割引の対象となる電報は、第7条（発信方法等）(1)のイに定める発信方法のうちインターネットに係る設備（あらかじめ当社が指定する電報サービス取扱所に届け出た場合に限ります。）から発信されるものに限ります。</p>												
(2) 承諾	<p>ア この割引を選択する発信人は、事前に当社指定の書面により申し出ていただきます。</p> <p>イ 当社は、(1)欄のイに規定する電報の発信が可能な発信人からの申出に限り、これを承諾します。</p>												
(3) 割引の適用	<p>ア この割引は発信された電報1通ごとに適用します。</p> <p>イ この割引が適用される発信日は、次表に定めるところによります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">適用される発信日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2以外によりこの割引の申出を当社が承諾したとき。</td> <td>その申出を当社が承諾した日を含む暦月の翌暦月の初日以降。</td> </tr> <tr> <td>2 暦月の16日から末日までにこの割引の申出を当社が承諾したとき。</td> <td>その申出を当社が承諾した日を含む暦月の翌暦月の15日以降。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 当社は、この割引の適用を受けている発信人について、次のいずれかに該当する場合にはこの割引を廃止します。</p> <p>(ア) (1)欄のイに規定する電報の発信ができなくなった場合。</p> <p>(イ) 発信人からこの割引の廃止の申出があり、当社がそれを承諾した場合。</p> <p>エ ウの(イ)に規定する方法によりこの割引の廃止の申出があった場合には、次表に定める日以降の発信日において、この割引を適用しません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">発 信 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2以外によりこの割引の廃止の申出を当社が承諾したとき。</td> <td>当社が承諾した日を含む暦月の翌暦月の初日。</td> </tr> <tr> <td>2 暦月の16日から末日までにこの割引の廃止の申出を当社が承諾したとき。</td> <td>当社が承諾した日を含む暦月の翌暦月の15日。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	適用される発信日	1 2以外によりこの割引の申出を当社が承諾したとき。	その申出を当社が承諾した日を含む暦月の翌暦月の初日以降。	2 暦月の16日から末日までにこの割引の申出を当社が承諾したとき。	その申出を当社が承諾した日を含む暦月の翌暦月の15日以降。	区 分	発 信 日	1 2以外によりこの割引の廃止の申出を当社が承諾したとき。	当社が承諾した日を含む暦月の翌暦月の初日。	2 暦月の16日から末日までにこの割引の廃止の申出を当社が承諾したとき。	当社が承諾した日を含む暦月の翌暦月の15日。
区 分	適用される発信日												
1 2以外によりこの割引の申出を当社が承諾したとき。	その申出を当社が承諾した日を含む暦月の翌暦月の初日以降。												
2 暦月の16日から末日までにこの割引の申出を当社が承諾したとき。	その申出を当社が承諾した日を含む暦月の翌暦月の15日以降。												
区 分	発 信 日												
1 2以外によりこの割引の廃止の申出を当社が承諾したとき。	当社が承諾した日を含む暦月の翌暦月の初日。												
2 暦月の16日から末日までにこの割引の廃止の申出を当社が承諾したとき。	当社が承諾した日を含む暦月の翌暦月の15日。												

オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(注) 特別紙料金割引額に1円未満の端数が生じた場合は、通則3(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り捨てます。

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成11年7月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第2条 この約款実施前に、日本電信電話株式会社(以下「NTT」といいます。)の電報サービス契約約款(以下「旧約款」といいます。)の規定により生じた料金その他の債務に係る債権のうち、当社の提供区域内の電報サービス取扱所で受け付けた電報に係るものについては、この約款実施の日において、当社がNTTから譲り受けるものとし、その請求その他の取扱いについては、この約款の規定に準じて取り扱います。

(損害賠償に関する経過措置)

第3条 この約款実施前に、旧約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いのうち、当社の提供区域内の電報サービス取扱所で受け付けた電報に係るものについては、この約款実施の日において、当社がNTTから引き継ぐものとし、その取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(電報の取扱いに関する経過措置)

第4条 この約款実施前に、旧約款の規定によりNTTが発信を受け付けた電報であって、この約款実施の時までに配達されるに至らなかったもののうち、当社が提供する電報サービスに相当する部分に係る取扱いについては、この約款実施の日において、この約款の規定に基づき取り扱うものとします。

(この約款実施前に行った手続きの効力等)

第5条 この約款実施前に、NTTに対し旧約款の規定により行った手続きその他の行為のうち、当社が提供する電報サービスに相当する部分については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

2 この約款実施の際現に、NTTが旧約款の規定により提供している電気通信サービスのうち、当社が提供する電報サービスに相当する部分については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとします。

附 則(平成12年7月6日西企営第52号)

この改正規定は、平成12年7月10日から実施します。

附 則(平成12年12月12日西企営第118号)

この改正規定は、平成12年12月12日から実施します。

附 則(平成13年11月28日西企営第102号)

この改正規定は、平成13年12月10日から実施します。

附 則(平成14年5月30日西企営第19号)

この改正規定は、平成14年6月1日から実施します。

附 則(平成15年4月25日西企営第9号)

この改正規定は、平成15年5月9日から実施します。

附 則(平成15年12月8日西企営第90号)

この改正規定は、平成16年1月8日から実施します。

附 則(平成16年4月1日西企営第134号)

この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

附 則(平成16年9月14日西企営第50号)

この改正規定は、平成16年9月15日から実施します。

附 則(平成16年12月27日西企営第95号)

この改正規定は、平成17年1月1日から実施します。

附 則(平成17年3月31日西企営第128号)

この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

附 則（平成17年4月26日西企管第13号）

この改正規定は、平成17年5月1日から実施します。

附 則（平成19年9月27日西企管第50号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄の慶弔扱については、この改正規定実施の日において、同表の右欄の慶弔扱とみなして取り扱います。

メロディ付特別紙を使用したもののうち 2形	メロディ付特別紙を使用したもののうち 3形
--------------------------	--------------------------

附 則（平成22年11月26日西企管129号）

この改正規定は、平成22年12月1日から実施します。

附 則（平成23年3月31日西企管第194号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年6月30日西企管第55号）

この改正規定は、平成23年6月30日から実施します。

附 則（平成24年6月13日西企管第38号、第39号、第40号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務であって、当社がこの改正規定実施前にその請求を行ったものについては、第36条（延滞利息）に係る改正規定を除きなお従前のとおりとします。

附 則（平成26年1月24日西企管第156号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年1月28日西企管第127号）

この改正規定は、平成27年2月1日から実施します。

附 則（平成27年6月15日西企管第34号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務（延滞利息を除きます。）については、第36条（延滞利息）に係る改正規定を除きなお従前のとおりとし、この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの延滞利息については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、この約款の附則に定めるところによりなお従前のとおり提供することとしている電気通信サービスの延滞利息に係る取り扱いについては、改正前の規定にかかわらず、改正後の第36条（延滞利息）の規定を適用します。

附 則（平成27年7月15日西企管第56号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年7月21日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年8月3日西企管第67号）

この改正規定は、平成27年8月7日から実施します。